2026 年 4 月 1 日

基準価額の過誤等が一定の基準値を超える重大な場合における対応方針

日立投資顧問株式会社

当社は、投資信託における基準価額の過誤時の対応について、資産運用業協会の「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」に準拠し、経営陣の関与の下、当社にて決定した社内規則等に基づいた運営を行うこととしています。

１．基準価額の過誤時の対応における基準値（対応の範囲）

当社では、基準価額の過誤時の対応において、投資家・受益者保護と実質的な経済合理性等の観点から、善管注意義務および忠実義務を踏まえ、諸外国の法令や慣行を参考に、原則として±0.5%を基準値として定めています。

２．基準値を超える過誤発生時の対応

基準値を超える過誤を認識した場合には、原則として、過誤が生じていた期間中に、設定・解約を行ったお客さまに生じた損失の補填を行うこととしています。さらに、原則として、基準価額の過誤が生じていた期間において、お客さまの設定・解約により発生した損益を相殺し、結果として信託財産に対して発生した損失の補填を行うこととしています。

３．基準値以下の過誤発生時の対応

基準値以下の過誤を認識した場合には、原則として、基準価額の過誤が生じていた期間において、お客さまの設定・解約により発生した損益を相殺し、結果として信託財産に対して発生した損失の補填を行うこととしています。

４．その他の留意事項

基準価額の過誤を適正な状況に復旧するために必要な事項、並びに上記の損失の補填に関わる考え方、手続きについての詳細を社内規則等に定めており、必要に応じて、見直しを行っています。

以　上